

令和 8 年度 第 1 回 高崎市地域公共交通会議

資 料

高崎市自家用有償バス「よいバス」について

1 運行目的

地域住民の交通の利便を図るとともに、生活福祉の向上と交通の安全を期するため運行する。

2 運行方式

市町村・NPO法人等が道路運送法第79条による国土交通大臣（運輸支局に委任）の登録を受けて、自家用自動車で有償運送を行う「自家用有償旅客運送」の方式で運行しています。

事業主体は高崎市で、バス運行業務は民間に委託しています（令和8年度の委託事業者は、西毛交通（株））。

3 吉井地域における自家用有償旅客運送導入の経緯

（1）路線バスの廃止

吉井地域には、吉井駅を起点に上信バス5路線が運行されていましたが、昭和40年頃からマイカーの普及や沿線の過疎化により乗客が減少し、昭和44年3月にはそのうちの3路線が廃止となりました。沿線住民からはバス路線復活の要望が吉井町に多く寄せられ、事業者へ路線バス復活の陳情も行いましたが、採算性等により事業継続が難しいことから実現しませんでした。

吉井町は独自の運行について検討した結果、自家用有償旅客運送による運行形態を採用し、道路運送法第79条による国土交通大臣の登録を受け、昭和46年10月から自家用有償バスの運行を開始しました。

（2）経緯

昭和44年 3月	路線バス「吉井駅～坂口」線、「吉井駅～多比良」線、 「吉井駅～東谷」線が廃止
昭和46年 9月	「吉井町自家用有償バス運行に関する条例」制定
10月 1日	運行開始
	・3路線 「吉井～坂口」線、「吉井～東谷」線、「吉井～多比良」線
	・1日5往復
	・段階料金制
昭和54年 4月 1日	1日7往復に増便
平成 3年 4月	路線バス「吉井駅～群馬藤岡駅」線が廃止
平成 5年 6月15日	4路線に見直し
	・坂口回り、西吉井回り、多比良回り、東吉井回り
	・7往復からの減便
	（「坂口回り及び多比良回り」4循環、「西吉井回り及び東吉井回り」3循環）
	・均一料金 1回200円

平成 6 年	・名称変更 「吉井町バス」から「吉井町営バス」
平成 7 年 1 月 1 日	路線バス「高崎駅～吉井駅」線が「高崎駅～南陽台」線に路線短縮 3 路線に見直し
平成 12 年 9 月 30 日	・「牛伏車庫～坂口・南陽台」線、「牛伏車庫～東谷・西吉井」線、 「牛伏車庫～多比良・小串」線
10 月 1 日	路線バス「高崎駅～南陽台」線が廃止 ・民間バス路線が全て廃止 「高崎駅～南陽台」線が高崎市と旧吉井町の廃止代替バス路線として運行 を開始（～現在）
平成 16 年 3 月 1 日	5 路線に見直し ・「牛伏車庫～坂口・奥平」線、「牛伏車庫～南陽台・馬庭」線、 「牛伏車庫～吉井・藤岡」線、「牛伏車庫～東谷・西吉井」線、 「牛伏車庫～多比良・小串」線
平成 21 年 6 月 1 日	高崎市自家用有償バス条例施行 ・名称変更 「吉井町営バス」から「よしいバス」
平成 22 年 9 月 3 日	路線の一部見直し
平成 25 年 12 月 1 日	・乗継割引新設（「高崎駅～南陽台」線、ぐるりん「倉賀野線」「新町線」） 路線の一部見直し ・吉井藤岡線、上信電鉄との接続強化 ・買物弱者対策のため路線の一部延長
平成 26 年 2 月 28 日	バス車両 2 台買い替え（ワゴン車タイプ） ・車両老朽化のため
平成 30 年 2 月 28 日	バス車両 1 台買い替え（ワゴン車タイプ） ・車両老朽化のため
令和 元年 10 月 1 日	使用料改定 ・消費税率引上げに伴う改定
令和 2 年 1 月 14 日	5 路線共通の運行経路上に「高入口」停留所を新設 ・地域住民要望により利便性向上を図るため
令和 7 年 4 月 1 日	運行時刻及び回数の一部見直し

4 語句説明

（1）自家用有償旅客運送

地域における輸送手段の確保が必要な場合に、市町村やNPO法人等が、道路運送法第79条による登録を受け、自家用車を用いて有償で地域住民等を運送する形態。登録の有効期間は3年間で、引き続き自家用有償旅客運送を行う場合は、有効期間の更新の登録を受ける必要がある。

※「よしいバス」は、交通空白地有償運送に該当。

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業

道路運送法第4条の規定による一般旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者が、路線定期運行にて乗合旅客を運送する形態。

※市内循環バス「ぐるりん」、一般路線バス等

5 よしいバス登録更新の必要性

よしいバスは、沿線住民の路線復活の強い要望を受け、自家用自動車で有償運行を開始したものであり、現在でも通学（「坂口・奥平線」・「東谷・西吉井線」・「多比良・小串線」は小学生が通学に利用）・通勤・医療機関への通院や買い物等で利用されるなど、吉井地域の住民の生活に必要な移動手段となっている。

6 過去3年分の運行実績

(1) 運行回数（回／日）

	R 5 年度（土曜日）	R 6 年度（土曜日）	R 7 年度（土曜日）
坂口・奥平線	6 回（4 回）	6 回（4 回）	6 回（4 回）
東谷・西吉井線	6 回（4 回）	6 回（4 回）	5 回（4 回）
多比良・小串線	6 回（4 回）	6 回（4 回）	6 回（4 回）
南陽台・馬庭線	6 回（4 回）	6 回（4 回）	6 回（4 回）
吉井・藤岡線	5 回（3 回）	5 回（3 回）	5 回（3 回）
合計	29 回（19 回）	29 回（19 回）	28 回（19 回）

(2) 乗車人員（人）

	R 5 年度			R 6 年度			R 7 年度		
	大人	子ども	計	大人	子ども	計	大人	子ども	計
坂口・奥平線	1,397	2,506	3,903	1,890	1,654	3,544	2,302	2,203	4,505
東谷・西吉井線	915	428	1,343	1,074	384	1,458	922	378	1,300
多比良・小串線	2,617	8,692	11,309	2,693	7,710	10,403	2,140	7,103	9,243
南陽台・馬庭線	3,975	136	4,111	3,575	381	3,956	3,127	307	3,434
吉井・藤岡線	1,079	19	1,098	1,269	18	1,287	1,084	30	1,114
合計	9,983	11,781	21,764	10,501	10,147	20,648	9,575	10,021	19,596

(3) 使用料（円）

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
坂口・奥平線	529,760	544,010	682,890
東谷・西吉井線	167,140	169,040	172,640
多比良・小串線	1,055,860	1,074,520	926,260
南陽台・馬庭線	588,250	599,430	552,950
吉井・藤岡線	185,000	221,390	189,090
合計	2,526,010	2,608,390	2,523,830

高崎市地域公共交通会議 協議運賃分科会規程（案）

令和 6 年 2 月 2 7 日

（趣旨）

第 1 条 この規程は、高崎市地域公共交通会議設置要綱（平成 1 9 年高崎市告示第 1 7 7 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、高崎市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の協議運賃分科会（以下「本分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第 2 条 本分科会は、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 9 条第 4 項の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等について協議する。

（組織等）

第 3 条 本分科会は、道路運送法第 9 条第 4 項各号に掲げる者であって、交通会議の会長が指名する者で構成する。

（会議）

第 4 条 本分科会は、交通会議の会長が招集し、その分科会長となる。

2 分科会長は、会務を総理し、本分科会を代表する。

3 本分科会の会議は、分科会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 本分科会の議事は、出席した分科会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、分科会長が決するものとする。

5 分科会長が特に必要と認めた場合、事案の概要を記載した書面を分科会員に送付し、意見の聴取及び賛否の確認を行い、その結果をもって本分科会の議決に代えることができる。

6 次の場合は、協議が成立しているものとみなして、本分科会の開催を省略することができる。

（１）均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設若しくは変更又は路線の付け替え若しくは一部延伸をする場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）であって、運賃額に変更がない場合

（２）毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合

(3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合

(4) 新たな決済手段を追加する場合

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、本分科会の運営に関し必要な事項は、交通会議の会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年2月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年7月 日から施行する。

高崎市地域公共交通会議設置要綱

平成１９年５月２６日

高崎市告示第１７７号

（設置）

第１条 道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、高崎市地域公共交通会議（以下「交通会議」という）を設置する。

（協議事項）

第２条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （１）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- （２）市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （３）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（協議を要しない事項）

第３条 次に掲げる事項については、旅客の利便性を阻害しない範囲において、交通会議の協議に付さず、交通会議の報告事項とすることができる。

- （１）路線変更を伴わない停留所の新設又は位置の変更
- （２）停留所の名称変更
- （３）運行回数の増
- （４）運行時刻の変更
- （５）天災、工事等の事由により、その路線が運行できない場合の路線の変更等
- （６）乗車定員等に変更のない車両の入れ替え
- （７）委員の組織、所管部署及び役職の名称変更

（組織及び任期）

第４条 交通会議は、別表に掲げる委員をもって充てる。

２ 委員の任期は、４月１日から翌年３月３１日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３ 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、第4条別表に掲げる委員のうち、高崎市長又はその指名する者を充て、副会長は、会長の指名により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 会長は、緊急その他やむを得ない事由により交通会議を招集することが困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、意見の聴取及び賛否の確認を行い、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めなければならない。

(幹事会)

第8条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、別表に定める委員のうち会長が指名するもの及びその他必要と認めたものをもって組織する。
- 3 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(協議運賃分科会)

第9条 乗合旅客運送の運賃、料金等に関する事項について協議するため、交通会議に協議運賃分科会を置くことができる。

2 協議運賃分科会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(通報窓口)

第10条 第2条に定める協議事項に係る相談又は苦情に応じるため、市民部地域交通課に通報窓口を設置する。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、市民部地域交通課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 この要綱施行後最初に委嘱する委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成20年1月31日までとする。

附 則 (平成20年1月29日高崎市告示第16-2号)

この告示は、平成20年2月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日高崎市告示第94号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月29日高崎市告示第176-9号)

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月30日高崎市告示第213-2号)

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月30日高崎市告示第317号)

この告示は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日高崎市告示第110号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成２３年６月３０日高崎市告示第２２９号）

この告示は、平成２３年７月１日から施行する。

附 則（平成２３年１２月１３日高崎市告示第４１０号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成２６年７月２９日高崎市告示第２８９－２号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の高崎市地域公共交通会議設置要綱の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

附 則（平成２７年１２月１６日高崎市告示第３６３号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の高崎市地域公共交通会議設置要綱の規定は、平成２７年４月１日から適用する。

附 則（平成２８年７月２７日高崎市告示第２５６号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の高崎市地域公共交通会議設置要綱の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

附 則（平成３０年１月２４日高崎市告示第１５号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成３０年６月８日高崎市告示第２０１号）

この告示は、平成３０年６月９日から施行する。

附 則（令和２年３月５日高崎市告示第４３号）

この告示は令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２３日高崎市告示第４０号）

この告示は令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年４月１日高崎市告示第８４－２号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和５年６月２１日高崎市告示第１７７号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和６年２月２７日高崎市告示第３５号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和７年３月３１日高崎市告示第６９号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

高崎市長又はその指名する者
群馬県知事戦略部 交通イノベーション推進課長
群馬運輸支局 支局長
高崎経済大学 教授
高崎市議会市民経済常任委員会 委員長
群馬県バス協会 会長又はその指名する者
群馬県タクシー協会 会長又はその指名する者
高崎地区タクシー協議会 会長又はその指名する者
群馬バス 代表取締役又はその指名する者
上信観光バス 代表取締役又はその指名する者
群馬中央バス 代表取締役又はその指名する者
関越交通 代表取締役又はその指名する者
永井運輸 代表取締役又はその指名する者
西毛交通 代表取締役又はその指名する者
日本中央バス 代表取締役又はその指名する者
上信ハイヤー 代表取締役又はその指名する者
高崎商工会議所 会頭又はその指名する者
高崎市長寿会連合会 会長又はその指名する者
高崎市社会福祉協議会 会長又はその指名する者
高崎市区長会 副会長（支所地域を除く）
高崎市区長会 副会長（倉渕地区）
高崎市区長会 副会長（箕郷地区）
高崎市区長会 副会長（群馬地区）
高崎市区長会 副会長（新町地区）
高崎市区長会 副会長（榛名地区）
高崎市区長会 副会長（吉井地区）
高崎河川国道事務所 所長

高崎土木事務所 所長
藤岡土木事務所 所長
高崎警察署 署長
高崎北警察署 署長
藤岡警察署 署長
群馬県私鉄労働組合連合会 執行委員長

各地方運輸局 自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

道路運送法第 9 条第 4 項に基づく協議会の
開催を要しない場合の目安となる考え方について

令和 5 年 1 0 月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、道路運送法第 9 条第 4 項の規定により、運賃等については地域公共交通会議（道路運送法施行規則第 4 条第 2 項）とは別の協議会（以下「運賃協議会」という。）を開催しなければならないこととしたところ。

今般、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方を下記のとおり定めたので、運賃協議会の関係者に周知を図る等により、運賃協議会の開催の合理化に努められたい。

記

1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、2. により軽微な事案の例を示すが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましい。

2. 軽微な事案の例

- ・ 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・ 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・ 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・ 新たな決済手段を追加する場合

以上

スマホひとつで目的地まで
ラクラクご案内

GunMaaS

INNOVATE YOUR TRIPS

• GunMaaS (グンマース) とは？ •

電車もバスもタクシーも！ 群馬の移動をこれひとつで。
スマートフォンでサッと検索・予約・支払いまで完結する便利なサービスです。
リアルタイムな情報に基づいた最適な交通手段を提案します。

Q 詳しくはこちら



GunMaaSでできること



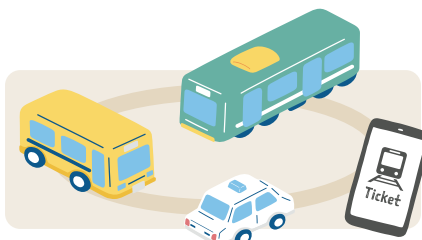
☑ バス位置情報表示

リアルタイムの車両位置情報を表示。
「いつ来る？」「いまどこ？」が
すぐにわかります。



☑ リアルタイム経路検索

目的地までの交通手段を最適に検索。
遅延情報も反映します。



☑ 敬老割引

【対象：65歳以上の高崎市民】
バスの運賃が自動で毎回2割引。



他にも！

☑ 時刻表検索

☑ GunMaaSポイント

☑ お得な電子チケット

まずは
GunMaaSの
会員登録から

右記から
会員登録へ



ログイン/新規登録から
必要事項を入力します



便利でお得な
サービスを
体感しましょう！

GunMaaS 会員登録方法

1 GunMaaSのトップページで「ログイン/新規登録」をタップします

スマートフォンで右の二次元コードを読み取り、「ログイン/新規登録」をタップして、登録手続き画面を表示します。
※クッキー (Cookie) の使用についての表示が出た場合は「同意する」をタップします。



2 「JRE ID」を取得します

GunMaaSをご利用いただくにはJR東日本のアカウント〈JRE ID〉が必須になります。

- 既に〈JRE ID〉をお持ちの方 ▶ 「ログイン」をタップし、「JRE IDでログイン」から進んでください。
- 〈JRE ID〉をお持ちでない方 ▶ 「新規登録」をタップし、「JRE IDを新規登録」からIDを取得してください。

3 プロフィールを入力します

登録に必要なプロフィールを入力してください。

「市区町村」の入力は任意ですが、高崎市民の登録状況を把握し事業効果を測定したいため、入力にご協力をお願いします。

GunMaaSをご利用いただけます



敬老割引 〈対象：高崎市在住の65歳以上の方〉

GunMaaSで交通系ICカードとマイナンバーカードを登録すると、バス運賃の自動割引サービス (2割引) が利用できます！



敬老割引の利用方法

- GunMaaS上で交通系ICカードを登録する
- GunMaaS上でマイナンバーカードを登録する
※マイナンバーカードの登録には、交付時に設定した暗証番号 (数字4桁) が必要です。
- GunMaaSで割引チケットを受け取り、利用を始める

※スマートフォンをお持ちでない方は、GunMaaSタッチ会員になることでサービスを受けることができます。
詳しくは表面のお問合せ先にご相談ください。



登録方法や
使い方の
詳細はこちら



電子 チケット の購入

お得な電子チケットをGunMaaSで手軽に購入できます！

バスや鉄道の企画乗車券やフリー乗車券など、
お得な電子チケットを購入できます。

